

(参考資料・改正反映版)

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

目次

前文

第一章 目的

第一条 目的

第二章 一般的定義

第二条 一般的定義

第三章 物品の貿易

第一節 一般規則

第三条 内国民待遇

第四条 物品の分類

第五条 関税の撤廃

第六条 輸出税

第七条 輸入及び輸出の制限

第八条 蒸留酒の地理的表示の保護

第九条 物品の貿易に関する小委員会

第十条 統一規則

第十一条 定義

第二節 衛生植物検疫措置

第十二条 権利及び義務の再確認

第十三条 照会所

第十四条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第十五条 第十五章の規定の不適用

第三節 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第十六条 権利及び義務の再確認

第十七条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力

第十八条 照会所

第十九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第二十条 第十五章の規定の不適用

第二十一条 前節の規定との関係

第四章 原産地規則

第二十二条 原産品

第二十三条 域内原産割合

第二十四条 材料の価額

第二十五条 僅少きんの非原産材料

第二十六条 中間材料

第二十七条 累積

第二十八条 代替性のある産品及び材料

第二十九条 セット、キット又は複合的な産品

第三十条 間接材料

第三十一条 附属品、予備部品及び工具

第三十二条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十三条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第三十四条 原産資格を与えることとならない作業

第三十五条 積替え

第三十六条 適用及び解釈

第三十七条 小委員会、協議及び修正

第三十八条 定義

第五章 原産地の証明及び税関手続

第一節 原産地の証明

第三十九条 原産地証明

第三十九条のA 原産地証明書

第三十九条のB 原産地申告

第三十九条のC 原産地証明の有効性

第四十条 輸入に関する義務

第四十一条 輸出に関する義務

第四十二条 例外規定

第二節 運用及び執行

第四十三条 記録の保管

第四十四条 原産品であることについての確認

第四十五条 秘密性

第四十六条 罰則

第四十七条 審査及び上訴

第四十八条 輸送中の産品又は蔵置されている産品

第四十九条 定義

第三節 貿易の円滑化のための税関協力

第五十条 貿易の円滑化のための税関協力

第六章 二国間セーフガード措置

第五十一条 一般規定

第五十二条 一貫性

第五十三条 条件

第五十四条 暫定的な二国間セーフガード措置

第五十五条 二国間セーフガード措置に関する手続

第五十六条 定義

第七章 投資

第一節 投資

- 第五十七条 適用範囲
- 第五十八条 内国民待遇
- 第五十九条 最恵国待遇
- 第六十条 一般的待遇
- 第六十一条 収用及び補償
- 第六十二条 争乱からの保護
- 第六十三条 資金の移転
- 第六十四条 経営幹部及び取締役会
- 第六十五条 特定措置の履行要求
- 第六十六条 留保及び例外
- 第六十七条 通報
- 第六十八条 特別な手続及び情報の要求
- 第六十九条 他の章の規定との関係

第七十条 利益の否認

第七十一条 投資支援

第七十二条 一時的なセーフガード措置

第七十三条 知的財産及び知的財産権

第七十四条 環境に関する措置

第二節 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十五条 目的

第七十六条 投資家が行う請求

第七十七条 協議及び交渉

第七十八条 書面による要請

第七十九条 請求の仲裁への付託

第八十条 仲裁への同意

第八十一条 締約国の同意に関する条件及び制限

- 第八十二条 裁判所の構成
- 第八十三条 複数の請求の併合
- 第八十四条 準拠法
- 第八十五条 通知
- 第八十六条 締約国の参加
- 第八十七条 文書
- 第八十八条 仲裁地
- 第八十九条 附属書の解釈
- 第九十条 専門家による報告
- 第九十一条 暫定的な保全措置
- 第九十二条 最終的な裁定
- 第九十三条 裁定が最終的なものであること及び裁定の執行
- 第九十四条 一般規定

第九十五条 紛争解決手続の例外

第三節 定義

第九十六条 定義

第八章 国境を越えるサービスの貿易

第九十七条 適用範囲

第九十八条 内国民待遇

第九十九条 最恵国待遇

第一百条 現地における拠点

第一百一条 留保

第一百二条 通報

第一百三条 国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会

第一百四条 免許及び資格証明

第一百五条 利益の否認

第百六条 定義

第九章 金融サービス

第百七条 適用範囲

第百八条 国際協定に基づく約束

第百九条 第十五章の規定の不適用

第百十条 例外規定

第百十一条 他の章の規定との関係

第百十二条 定義

第十章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第百十三条 一般原則

第百十四条 適用範囲

第百十五条 入国及び一時的な滞在の許可

第百十六条 情報の提供

第一百七十七条 入国及び一時的な滞在に関する小委員会

第一百八十条 紛争解決

第十一章 政府調達

第一百九条 適用範囲

第二百十条 内国民待遇

第二百十一条 原産地規則

第二百十二条 調達手続等

第二百十三条 調達の効果を減殺する措置

第二百十四条 情報の提供

第二百十五条 苦情申立ての手続

第二百十六条 例外規定

第二百十七条 政府調達に関する小委員会

第二百十八条 訂正又は修正

第二百二十九条 機関の民営化

第二百三十条 雑則

第十二章 競争

第三百十一条 反競争的行為

第三百十二条 反競争的行為の規制に関する協力

第三百十三条 無差別待遇

第三百十四条 手続の公正な実施

第三百十五条 第六十四条及び第十五章の規定の不適用

第十三章 ビジネス環境の整備

第三百十六条 ビジネス環境の整備のための協議

第三百十七条 ビジネス環境の整備に関する委員会

第三百十八条 第十五章の規定の不適用

第十四章 二国間協力

第三百三十九条 貿易及び投資の促進の分野における協力

第四百十条 裾野産業すその分野における協力

第四百十一条 中小企業の分野における協力

第四百十二条 科学技術の分野における協力

第四百十三条 技術及び職業に関する教育及び訓練の分野における協力

第四百十四条 知的財産の分野における協力

第四百十五条 農業の分野における協力

第四百十六条 観光の分野における協力

第四百十七条 環境の分野における協力

第四百十八条 次章の規定の不適用

第四百十九条 この章の規定に関連する他の協定との関係

第十五章 紛争解決

第五百十条 適用範囲

第百五十一条	紛争解決手続の選択
第百五十二条	協議
第百五十三条	仲裁裁判所の設置
第百五十四条	仲裁裁判所の裁定
第百五十五条	仲裁裁判手続の終了
第百五十六条	裁定の実施
第百五十七条	期間の変更
第百五十八条	費用
第百五十九条	手続規則
第十六章	協定の実施及び運用
第百六十条	透明性
第百六十一条	公衆による意見提出の手続
第百六十二条	行政上の措置に関連する手続

第百六十三条 審査及び上訴

第百六十四条 秘密の情報

第百六十五条 合同委員会

第百六十六条 締約国間の連絡

第百六十七条 他の協定との関係

第十七章 例外規定

第百六十八条 一般的例外

第百六十九条 安全保障

第百七十条 租税

第百七十一条 支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限

第十八章 最終規定

第百七十二條 目次及び見出し

第百七十三條 附属書及び注釈

第七百七十四条 改正

第七百七十五条 効力発生

第七百七十六条 終了

第七百七十七条 正文

附属書一（第三章関係） 第五条に関する表

附属書二（第三章関係） 第七条に関するメキシコの措置

附属書三（第三章関係） 蒸留酒の地理的表示

附属書四（第四章関係） 品目別原産地規則

附属書五（第五章関係） 原産品であることについての確認

附属書六（第七章、第八章関係） 現行の措置に関する留保

附属書七（第七章、第八章関係） 将来の措置に関する留保

附属書八（第七章関係） 国家に留保された活動

附属書九（第七章関係） 最恵国待遇の規定の適用についての例外

附属書十（第十章関係）	商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分
附属書十一（第十一章関係）	機関
附属書十二（第十一章関係）	物品
附属書十三（第十一章関係）	サービス
附属書十四（第十一章関係）	建設サービス
附属書十五（第十一章関係）	基準額
附属書十六（第十一章関係）	メキシコに関する一般的注釈
附属書十七（第十一章関係）	出版物
附属書十八（第十一章関係）	調達手続

前文

日本国及びメキシコ合衆国は、

貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題及び機会を両締約国に提示していることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにこの補完性が、両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により、両締約国における経済的發展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、市場をより効率化しかつ活性化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

このような枠組みが両締約国間の経済関係を促進するであろうことに留意し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び同附属書一Bサービスの貿易に関する一般
協定第五条を想起し、

両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろ
うことを理解し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、
両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国における投資の機会を増大し、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

- (c) 両締約国における政府調達に供給者が参加する機会を増大すること。
- (d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- (e) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。
- (f) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

第二章 一般的定義

第二条 一般的定義

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

- (a) 「区域」とは、
 - メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）については、次のものをいう。
 - (i) 連邦の州及び連邦区
 - (ii) 隣接する海域にある島（礁及び州島を含む。）
 - (iii) 太平洋に位置するグアダルーペ島及びレビジャヒヘド諸島
 - (iv) 大陸棚並びに(ii)及び(iii)に規定する島、州島及び礁の海面下の棚状の土地

(v) 国際法に基づく領海の水域及びその内側の海域

(vi) 国際法に基づく領域の上にある空域

(vii) メキシコの領海の外側に位置する区域で、メキシコが海洋法に関する国際連合条約（その改正を含む。以下同じ。）を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

日本国については、次のものをいう。

(viii) 日本国の領域（国際法に基づき日本国の主権の下にある領土、内水及び領海並びにそれらの上にある空域）

(ix) 日本国の領海の外側に位置する区域で、日本国が海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- (b) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。
- (c) 「企業」とは、営利目的であるか否か、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて設立され又は組織される団体（社団、信託、組合、合弁企業その他の団体及び個人企業を含む。）をいう。
- (d) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され又は組織される企業をいう。
- (e) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (f) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。
- (g) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。
- (h) 「締約国の産品」とは、千九百九十四年のガットにおいて了解されている締約国の国内産品をいい、

原産品を含む。

- (i) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。
- (j) 「合同委員会」とは、第六十五条の規定により設置する合同委員会をいう。
- (k) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
- (l) 「国民」とは、締約国の国内法に基づき当該締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (m) 「原産品」とは、第四章の規定に従つて原産品とされる産品をいう。
- (n) 「原産材料」とは、第四章の規定に従つて原産材料とされる材料をいう。
- (o) 「者」とは、自然人又は企業をいう。
- (p) 「締約国の者」とは、締約国の国民又は企業をいう。
- (q) 「公的企業」とは、締約国がその持分を通じて所有し又は支配している企業をいう。

(r) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) メキシコについては、「州」というときは、その州の地方政府を含む。

(b) 日本国については、「地方政府」とは、都道府県その他の地方公共団体をいう。

第三章 物品の貿易

第一節 一般規則

第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

2 日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1に規定する内国民待遇は、これらの地方政府又は州が属する締約国の産品であつて、輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの又は代替

可能なものに対してこれらの地方政府又は州が与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第四条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第五条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、原産品について、附属書一の自国の表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

注釈 「水準」とは、各締約国が自国の表に従って適用する関税の水準をいい、当該表に掲げる基準税率をいうものではない。

3 (a) 両締約国は、

(i) いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において協議の対象として指定した原産品に関

し、市場アクセスの条件の改善その他の事項を検討するため、当該表に定める条件に従って協議する。

(ii) この協定の効力発生の日から四年を経過した後に、いずれかの締約国の要請に基づき、特定の製品に関し、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。

(b) (a) (ii)の規定は、(a) (i)に規定する原産品に関し(a) (i)に規定する条件に従って協議が行われている間は、当該原産品については、適用しない。

4 両締約国は、附属書一の表に掲げる原産品に関し、世界貿易機関の下での多角的貿易交渉の結果に照らして、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。

5 3及び4の規定による協議の結果行われる附属書一の表の改正は、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、同附属書の各締約国の表に規定する譲許であって当該改正に対応するものに代わる。

6 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第六条 輸出税

いずれの締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品についていかなる税も課し、又は維持してはならない。

第七条 輸入及び輸出の制限

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2 附属書二に規定する措置は、維持することができる。ただし、当該措置が、これをとる締約国の世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務に適合するものであることを条件とする。

第八条 蒸留酒の地理的表示の保護

1 両締約国は、附属書三に規定する蒸留酒の地理的表示が世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）第二十二條1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。このため、両締約国は、附属書三に規定する地理的表示がそれぞれの地理的表示によって表示される場所を原産地としない蒸留酒に使用されることを禁止するための適当な措置をとる。

2 合同委員会は、両締約国が提案する附属書三の修正を第百六十五條2 (e) (i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によって確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。

第九条 物品の貿易に関する小委員会

1 この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五條の規定に従って、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c) 合同委員会が第六十五條の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

4 (a) この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に鉄鋼製品に関する特別小委員会を設置する。小委員会は、必要な場合には、その他の特別小委員会を設置することができる。

(b) 特別小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

(c) 特別小委員会は、次のことを任務とする。

(i) 関連する産品及び分野に関する事項（当該産品の取引に関する事項を含む。）について分析すること。

(ii) 合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。

第十條 統一規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に統一規則を採択する。両締約国の税関当局、第四十九條に規定

する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この節、次章及び第五章（第三節を除く。）の規定に基づく任務を遂行する。

第十一条 定義

この節の規定の適用上、「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(a) 締約国の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第二節 衛生植物検疫措置

第十二条 権利及び義務の再確認

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（その改正を含む。）に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第十三条 照会所

各締約国は、前条に規定する衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適当な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する。

第十四条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) 両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規

制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性のあるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b) 一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国へ通報すること。

(c) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(d) 衛生植物検疫措置に関する技術協力について討議すること。

(e) 衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(f) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

4 小委員会は、必要な場合には、特別技術諮問部会を補助機関として設置することができる。特別技術諮問部会は、小委員会の要請に基づき技術上の情報及び助言を小委員会に提供する。

第十五条 第十五章の規定の不適用

この節の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第三節 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第十六条 権利及び義務の再確認

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第十七条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力

1 両締約国は、両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において両締約国政府間の協力（以下この条において「政府間協力」という。）を発展させる。

2 政府間協力の形態には、次のことを含めることができる。

- (a) 国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、並びにセミナー及びシンポジウムを開催すること。
- (b) 研修を目的とした政府職員の交流を行うこと。
- (c) 国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献す

ること。

(d) 両締約国政府以外の団体であつて強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連するものが政府間協力に参加し、及び相互に協力をを行うことを奨励すること。

3 この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第十八条 照会所

各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適当な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する。

第十九条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従つて、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所において会合するものとし、また、毎年一回会合するよう努める。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。
- (b) この節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (c) この節の規定に関連する問題について討議すること。
- (d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (e) 合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二十条 第十五章の規定の不適用

この節の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第二十一条 前節の規定との関係

この節の規定は、前節に規定する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第四章 原産地規則

第二十二条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。

- (a) 第三十八条に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品

- (b) 一方又は双方の締約国の区域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書四に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
- (d) 一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除く。）であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書四に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従つて決定される当該産品の域内原産割合が五十パーセント以上であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。
 - (i) 当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であつても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて組み立てられた産品として分類されること。
 - (ii) 当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明

示的に記述していること。

- 2 この章の規定の適用上、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同附属書に定める他の要件を満たす製品の生産は、一方又は双方の締約国の区域において完全に行われなければならない。また、当該製品の域内原産割合は、一方又は双方の締約国の区域において完全に満たされなければならない。

第二十三条 域内原産割合

- 1 4及び第二十六条に規定する場合を除くほか、製品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。

- 2 取引価額方式による製品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。

「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であつて本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であつて、次条の規定に従つて決定されたものをいう。

3 2の規定の適用上、生産者が産品を直接輸出しない場合には、当該産品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整する。

4 産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従つて決定する。

5 生産者は、次の(a)又は(b)のいずれかの期間において、統一システムの同一の号に分類される一又は二以上の産品であつて、当該生産者が一方の締約国の区域における同一又は二以上の工場で生産するものに関して、これらの産品のすべてについて又はこれらの産品のうち他方の締約国に輸出される産品のみについて域内原産割合を平均することができる。

(a) 当該生産者の会計年度又は会計期間

(b) 一箇月、二箇月、三箇月、四箇月又は六箇月のいずれかの期間

第二十四条 材料の価額

1 材料の価額は、

(a) 当該材料の取引価額とする。

(b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

2 材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、

(a) 3に規定する場合を除くほか、製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b) 製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3 生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運

賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

4 製品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。

(a) 製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額

(b) 第二十六条の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額

第二十五条 僅少きんの非原産材料

1 製品の生産に使用する非原産材料であつて、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該製品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従つて調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該製品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該製品は、原産品とする。

2 1に規定する製品が域内原産割合の要件の対象ともなる場合には、当該製品の域内原産割合を決定する

に当たって1に規定する非原産材料の価額の総額を計算に入れるものとし、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを要する。

3 附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる産品は、すべての非原産材料の価額の総額が当該産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下である場合には、当該要件を満たすことを要しない。

4 1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 統一システムの第五〇類から第六三類までの産品

(b) 統一システムの第一類から第二七類までの産品。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品（統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二七類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。

5 統一システムの第五〇類から第六三類までの産品であつて、その関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料に含まれる当該繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の七パーセ

ント以下である場合には、原産品とする。

第二十六条 中間材料

1 製品の生産者は、第二十三条の規定に従って製品の域内原産割合を決定するに当たり、製品の生産に使用する自己生産の材料を中間材料として指定することができる。

2 中間材料が第二十二条1(d)又は附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる場合には、中間材料の価額は、次のいずれかのもとする。この場合において、当該中間材料の域内原産割合は、同附属書に定める域内原産割合から五パーセントを減じた割合以上でなければならない。

(a) 製品の生産者が生産するすべての製品に関連して生ずる総費用のうち、第十条に規定する統一規則に従って当該中間材料に合理的に配分することができるもの

(b) 総費用を構成する費用のうち当該中間材料に関連して生ずるものであって、第十条に規定する統一規則に従って合計したもの

第二十七条 累積

産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料

の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第二十二條の規定に適合することとなることを条件とする。

第二十八條 代替性のある産品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合には、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの材料が原産材料であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

2 代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している締約国の区域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他作業を除く。）も行われなるときは、これらの産品が原産品であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

3 代替性のある産品又は材料についての在庫管理方式は、次のいずれかの方式とする。

(a) 「先入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最初に搬入されたものから順に数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出されたものとみなす在庫管理方式をいう。

(b) 「後入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最後に搬入されたものからさかのぼって数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出されたものとみなす在庫管理方式をいう。

(c) 「平均方式」とは、4に規定する場合を除くほか、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料について、次の計算式により算定する割合に基づいて原産品又は原産材料であるか否かを決定する在庫管理方式をいう。

$$\text{ROM} = \frac{\text{TOM}}{\text{TONM}} \times 100$$

この場合において、

「ROM」とは、代替性のある原産品又は原産材料の数量の割合をいう。

「TOM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品又は原産材料の合計数量をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品及び非原産品又は代替性のある原産材料及び非原産材料の合計数量をいう。

4 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の生産に使用される代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額は、次の計算式により算定する割合に基づいて決定する。

$$RNM = \frac{TNM}{TONM} \times 100$$

この場合において、

「RNM」とは、代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額の割合をいう。

「TNM」とは、搬出前の在庫における代替性のある非原産材料の価額の総額をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産材料及び非原産材料の価額の総額をいう。

5 3に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第二十九条 セット、キット又は複合的な産品

1 統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品及び統一システムの品目表にセット、キット又は複合的な産品として明示的に記述される産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、原産品とする。

2 1の規定にかかわらず、セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての非原産品の価額の総額が当該セット、キット又は複合的な産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該セット、キット又は複合的な産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該セット、キット又は複合的な産品は、原産品とする。

3 この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十条 間接材料

間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とする。間接材料の価額は、製品の生産者の会計記録に記載される間接材料の費用とする。

第三十一条 附属品、予備部品及び工具

1 産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であつて、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品又は工具が送り状において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る送り状が当該産品の送り状と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に依じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十二条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

2 産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に依じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品を船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器については、次の事項を決定するに当たって考慮しない。

(a) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否か。

(b) 当該産品が域内原産割合の要件を満たしているか否か。

第三十四条 原産資格を与えることとならない作業

1 産品は、次の作業が行われることのみを理由として原産品としてはならない。

- (a) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈
- (b) 産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）
- (c) ふるい分け、分類又は選択
- (d) こん包、再こん包又は小売用の包装
- (e) セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集
- (f) 印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用
- (g) 洗浄（粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。）
- (h) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集。単なる収集には、包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ分解された原産品の部品及び構成産品を収集することは含まない。

(i) 部品又は構成成品への製品の単なる分解。包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられた原産品を分解することは、単なる分解とはみなさない。

2 この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十五条 積替え

1 原産品は、第二十二条に定める要件を満たす生産が行われた場合であっても、次に掲げるときは、非原産品とみなす。

(a) 生産された後、両締約国の区域外において更なる生産又は作業（積卸し又は当該原産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。）が行われるとき。

(b) 一又は二以上の第三国において積替え又は一時蔵置が行われる場合において、当該原産品が継続して当該第三国の税関当局の監督下にないとき。

2 原産品が1の規定により原産品としての資格を失っていないことについては、輸入締約国の税関当局に対して証拠を提出する。

第三十六条 適用及び解釈

1 この章の規定の適用上、

(a) 関税分類は、統一システムに従ったものとする。

(b) 産品又は材料の取引価額の決定は、関税評価協定に従って行う。

(c) この章に規定するすべての費用の記録及びそれらの費用を記録したものの保管は、産品が生産される

締約国において適用される一般的に認められている会計原則に適合して行われなければならない。

2 この章の規定の適用上、産品又は材料の取引価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、

(a) 関税評価協定の原則は、状況に応じ必要な変更を加えて国内取引に適用する。

(b) この章の規定は、関税評価協定の規定との間に相違がある場合には、その相違の限りにおいて、関税

評価協定の規定に優先する。

第三十七条 小委員会、協議及び修正

1 この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置す

る。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章及び次章の規定の実施及び運用に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(b) 次の事項に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) 原産品であるか否かの決定に関連する関税分類及び関税評価に係る事項

(ii) 第三十九条に規定する原産地証明書

(c) 原産品であるか否かの決定に関連する問題に係る正当な根拠に基づいていずれかの締約国が提案する附属書四の修正に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d) 第十条に規定する統一規則に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e) この章及び次章の規定に関連する他の事項であって両締約国が合意するものについて検討すること。

- (f) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (g) 合同委員会が第六十五條の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 4 小委員会の勧告は、第六十五條の規定に従つて必要な措置がとられるよう合同委員会に送付する。
- 5 両締約国は、この章及び次章の規定が効果的かつ一律に適用されることを確保するため、この協定の規定、精神及び目的に従つて協議し、及び協力する。
- 6 合同委員会は、小委員会が3(c)の規定に従つて勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書四の修正を第六十五條2(e)(i)の規定に従つて採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によつて確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。

第三十八條 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七條の実施に関する協定（その改正を含む。）をいい、その解釈に係る注釈を含む。

- (b) 「直接経費」とは、産品に直接関連して一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接材料費及び直接労務費以外のものをいう。
- (c) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
- (i) 当該締約国において登録されていること。
 - (ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。
 - (iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分が当該締約国若しくは当該締約国の公的機関又は当該締約国の国民若しくはは企業に属するものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。
 - (iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
 - (v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

- (d) 「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。
- (e) 「代替性のある産品」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品であつて、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが實際上不可能なものをいう。
- (f) 「代替性のある材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが實際上不可能なものをいう。
- (g) 「一般的に認められている会計原則」とは、収入、支出、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関連し、締約国において一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な規準、慣行及び手続であることを妨げない。
- (h) 「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品」とは、次のものをいう。
 - (i) 一方又は双方の締約国の区域において採取される鉱物性生産品
 - (ii) 一方又は双方の締約国の区域において収穫される植物性生産品

- (iii) 生きている動物であつて、一方又は双方の締約国の区域において生まれ、かつ、成育されたもの
- (iv) 一方又は双方の締約国の区域において狩猟又は漁ろうにより得られる産品
- (v) 締約国の船舶により、当該締約国の領海外の海から得られる魚介類その他の水産品
- (vi) 締約国の工船上において(v)に規定する産品から生産される産品
- (vii) 締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底を開発する権利を有することを条件とする。
- (viii) 次の(A)又は(B)から生じ又は得られる廃品及びくず
 - (A) 一方又は双方の締約国の区域における生産
 - (B) 中古の産品であつて、一方又は双方の締約国の区域において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。
- (ix) 一方又は双方の締約国の区域において専ら(i)から(viii)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）
- (i) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該産品に物理的に組み込まれ

ないものに限る。)又は製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型
- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (vi) 製品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 製品に組み込まれていないその他の物であって、当該製品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(j) 「間接費」とは、一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接経費、直接労務費及び直接材料費以外のもの

のをいう。

(k) 「中間材料」とは、製品の生産に使用される自己生産の材料であつて、第二十六条の規定に基づいて指定されるものをいう。

(l) 「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。

(m) 「船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であつて、小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(n) 「生産者の所在地」とは、ある産品について、当該産品が生産される工場をいう。

(o) 「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(p) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、栽培、採掘、収穫、漁ろう及び狩猟を含む。

(q) 「自己生産の材料」とは、製品の生産者が生産する材料であつて当該産品の生産に使用するものをいう。

(r) 「総費用」とは、次の費用の合計であつて、一般的に認められている会計原則及び第十条に規定する

統一規則に従って算定されるものをいう。

- (i) 製品の生産に要する直接材料費
- (ii) 製品の生産に要する直接労務費
- (iii) 製品に合理的に配分される当該製品の直接経費及び間接費（当該製品の費用に含めるべきでない経費を除く。）

(s) 「製品の取引価額」とは、製品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して製品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、製品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

(t) 「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生

産者を関税評価協定に規定する買手とする。

(u) 「使用」とは、製品の生産における使用又は消費をいう。

第五章 原産地の証明及び税関手続

第一節 原産地の証明

第三十九条 原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a) 次条に規定する原産地証明書

(b) 第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA 原産地証明書

1 両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2 1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3 1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4 輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団

体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であつて当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5 権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従つて申請が行われる場合には、産品が輸出された後であつても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6 輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によつて

再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7 輸入締約国に輸入される製品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であつて製品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a) 原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b) 第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特惠待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c) 権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国

に提供すること。

第三十九条のB 原産地申告

- 1 第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。
 - (b) 当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む。）。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。
- 4 認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であつて当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があつた場合には、当

該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに関する必要な全ての情報を提供する。

- 5 両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。

当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

- 6 認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後、当該産品の原産地申告を作成することができる。

- 7 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消

さなければならぬ。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であつて製品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

第三十九条のC 原産地証明の有効性

輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかつたことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第四十条 輸入に関する義務

1 この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される製品について関

税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

- (a) 有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。
- (b) 申告を行う際に原産地証明を所持すること。
- (c) 税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。
- (d) 申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

輸入者は、第三十九条の規定にかかわらず、第十条に規定する統一規則の附属書二―Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。

2 一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に關税上の特惠待遇を与えないことができる。

3 各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従

い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようになることを確保する。

第四十一条 輸出に関する義務

1 各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合、第三十九条のA4の生産者がその申告書に係る原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合又は原産地申告を作成した第三十九条のB2の認定輸出者が当該原産地申告に記載された産品が原産品でないと信ずるに足りる理由があると認めるに至った場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が当該原産地証明書又は当該原産地申告を提供した全ての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書又は当該原産地申告の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第十条に規定する統一規則に定める方法によって行う。当該通報が第十四条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者、当該生

産者又は当該認定輸出者が正当に依拠することのできた事実であつて産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給又は原産地申告の作成の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者、当該生産者又は当該認定輸出者は、不正確な原産地証明書又は原産地申告を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2 各締約国は、第三十九条の A 3 の輸出者、同条 4 の生産者、第三十九条の B 4 の規定に基づいて誓約を提供した生産者又は同条 2 の認定輸出者が、産品が原産品であること及びこの協定に定めるその他の要件が満たされていることを証明する全ての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。

第四十二条 例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条の A、第三十九条の B 及び第四十条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

- (a) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない製品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。
- (b) その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない製品の商業上の輸入に当たらない輸入
- (c) 輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した製品の輸入

第二節 運用及び執行

第四十三条 記録の保管

1 各締約国は、第三十九条のA3の輸出者又は同条4の産品の生産者であつて原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特惠待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の(a)から(c)までの事項に関する記録を含める。

- (a) 輸出される製品の購入、当該製品に係る費用、当該製品の価額及び当該製品に係る支払
 - (b) 輸出される製品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払
 - (c) 輸出される形態での製品の生産
- 2 各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後五年間、当該原産地申告を作成した商業上の文書の写し及び第四十一条2に規定する文書を保管することを確保する。
 - 3 各締約国は、製品の生産者であつて第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後五年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該製品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。
 - 4 各締約国は、輸入する製品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者が、当該製品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該製品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。
 - 5 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原

産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。

第四十四条 原産品であることについての確認

1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。

(b) 輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であつて、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。

(c) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びその

ため当該製品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d) 両締約国が合意するその他の方法

2 輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後六箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

4 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、1(b)の質問書を送付する。

5 1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6 1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

7 輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するために多くの情報を必要とするとき、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

8 (a) 6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定

するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特惠待遇を与えないこととすることができる。

(b) 6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

9 1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。

10 輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11 10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 12 11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日よりも前に書面により通報する。
- 11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも十日前までに書面により通報する。
- 13 輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から二十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 14 輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当

該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特惠待遇を与えないこととする。

15 輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

16 両締約国は、1に規定する確認の過程において、産品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。

17 1に規定する輸出者又は産品の生産者は、産品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供するように要請することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は産品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。

18 輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。

輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは製品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める四十五日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から四十五日の間とする。

輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。

19 1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。

20 輸入締約国の税関当局は、輸出者、製品の生産者若しくは輸出締約国の権限のある政府当局が製品の生

産に使用された材料が原産材料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該産品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。

21 各締約国は、自国の税関当局を通じ、産品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原則に従って域内原産割合についての確認を行う。

22 輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手續を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出处者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

23 輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする場合には、当該輸出处者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により書面による決定を送付する。

24 1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて産品が原産品でないことと決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該産品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする前に、その産品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報提出するための期間として書面による決定の受領の日から三十日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により送付される。

25 輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返して行ったことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され、又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した者又は原産地申告を作成した者及び輸出締約国の権限の

ある政府当局に通報する。

26 輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する1(b)の質問書への回答は、英語で行う。

第四十五条 秘密性

1 各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2 前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十六条 罰則

各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であつて前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。

第四十七条 審査及び上訴

各締約国は、自国の輸入者が国内法令に従つて次の審査を受けることができることを確保する。

(a) 当該締約国の税関当局の決定に対する少なくとも一の審級における行政上の審査。ただし、当該審査は、審査の対象となつている決定を行った職員又は部局と異なる職員又は部局によつて行われることを条件とする。

(b) (a)に規定する決定に対する司法当局又は準司法当局による審査

第四十八条 輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる

る。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条のA5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条 定義

1 前節及びこの節の規定の適用上、

(a) 「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であつて、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。

(b) 「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。

(c) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給若しくはその発給を行う団体の指定又は第三十九条のBに規定する認定輸出者の認定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。

(d) 「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をい

う。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

(e) 「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。

(f) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であつて当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(g) 「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含む全ての点において同一である産品をいう。

(h) 「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であつて当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i) 「関税上の特惠待遇」とは、この協定に従つて原産品について適用する関税率をいう。

(j) 「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であつて締約国に所在するものをいう。

(k) 「有効な原産地証明書」とは、第三十九条のA1に規定する様式による原産地証明書であつて、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者により記入され、かつ、署名され、

輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

(1) 「有効な原産地申告」とは、前節の規定に従い認定輸出者により作成された原産地申告をいう。

(m) 「有効な原産地証明」とは、有効な原産地証明書又は有効な原産地申告をいう。

(n) 「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。

2 この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節 貿易の円滑化のための税関協力

第五十条 貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

(a) 情報通信技術を利用すること。

(b) 税関手続を簡素化すること。

(c) 税関手続を、関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第六章 二国間セーフガード措置

第五十一条 一般規定

1 この章の規定は、原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置（以下「二国間セーフガード措置」という。）の適用のための規則を定める。

2 この協定のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づくセーフガード措置をとることを妨げるものではない。この章に定める二国間セーフガード措置を除くほか、いずれの締約国も、第五条の規定により関税上の特惠待遇を与えられる原産品について、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定に基づくセーフガード措置以外のセーフガード措置をとってはならない。

第五十二条 一貫性

各締約国は、二国間セーフガード措置の手續に関する法令その他の定め運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

第五十三条 条件

1 一方の締約国は、第五条の規定により関税上の特惠待遇を与えられる他方の締約国から輸入された原産品に関し、同条の規定に従って当該原産品の関税を撤廃し又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この章の規定に従うことを条件として、当該損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) 第五条の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

- 3 二国間セーフガード措置は、関税上の措置（関税割当ての実施を含む。）でなければならない。
- 4 各締約国は、附属書一の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。
- 5 二国間セーフガード措置は、三年を超えて維持してはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、9に規定する協議を行うことを条件として二国間セーフガード措置の適用期間を最長四年とすることが出来るものとし、この場合において、当該二国間セーフガード措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該二国間セーフガード措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。
- 6 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。
- 7 一方の締約国は、第五十五条に規定する調査を開始する場合には、他方の締約国に対し、英語による書面により通報する。その通報には、調査の開始の理由並びに調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分を含める。

8 一方の締約国は、二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し、英語による書面により通報する。その通報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠に関する説明、当該二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分並びにとろうとする当該二国間セーフガード措置の正確な説明、効力発生日及び予定適用期間を含める。

9 二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、特に、10に規定する補償について合意を得るため、当該二国間セーフガード措置について他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

10 二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを追加的に約束することにより、貿易上の補償の適切な方法を提供する。関税の全般的な引下げにより、そのような追加的な約束を行う余地がなくなった場合には、両締約国が合意するその他の約束による。

11 一方の締約国が二国間セーフガード措置の適用を開始した日の後六十日以内に両締約国が補償について合意することができないときは、他方の締約国は、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国の貿

易について、第五条の規定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のもの適用を停止することができる。この場合において、譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、必要な最小限度の期間に限り、これを行使することができる。

12 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

13 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この章の規定について見直しを行う。

第五十四条 暫定的な二国間セーフガード措置

1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し英語による書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置については、これがとられた後速やかに協議を行う。

3 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中第五十二条及び次条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、前条5に規定する期間に算入される。

4 前条2から4まで及び12の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置に準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる次条に規定する調査により輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあると決定されない場合には、六十日以内に払い戻される。

第五十五条 二国間セーフガード措置に関する手続

1 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

2 締約国は、この章の規定に従い自国の調査当局が調査を行った後でなければ、二国間セーフガード措置をとることができない。

3 締約国の調査当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠（原産品の輸入の増加が国内産業に重

大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての証拠をいう。)の存在について検討し、その存在を確保する。

4 調査については、特別の場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

5 締約国の調査当局は、調査を開始する場合には、当該調査の開始について自国の官報により公示する。その公示には、調査の対象となる原産品及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、調査の対象となる期間、調査の開始の日付、意見書その他の文書の提出期限並びに調査期間中に提出された文書を閲覧できる場所を明示する。

6 各締約国は、利害関係者が自国の調査当局に情報を提供した後、他の利害関係者に当該情報を開示するための手続を定める。締約国の調査当局は、利害関係者から調査期間中に提供された情報(文書、証拠及び7に規定する秘密でない要約を記載した文書を含む。)に関し、他の利害関係者の要請があった場合には、当該情報を適時に開示する。締約国の調査当局は、特に、次の調査に係る情報を開示する。

(a) 調査に関連する製品の生産工程

- (b) (a)に規定する製品の生産費及び当該製品の構成品の仕様
- (c) (a)に規定する製品の流通経費
- (d) (a)に規定する製品の販売条件
- (e) (a)に規定する製品の販売価格
- (f) (a)に規定する製品の顧客、販売者及び供給者の種類並びに当該製品に関連するその他の企業の種類に関する説明

- (g) 関連する国内産業に係る販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準等損害の分析のために検討されたデータ

- (h) (a)に規定する製品に関連する企業に関するその他の情報

7 6の規定にかかわらず、各締約国は、国内法令により秘密とされる情報であつて調査期間中に提供されたものの取扱いについての手続を採用し、又は維持する。利害関係者は、当該情報を提供する場合には、当該情報の秘密でない要約を記載した文書を提出するよう又は、当該利害関係者が当該情報を要約することができないとする場合には、その理由を提出するよう要求される。

8 締約国の調査当局は、調査の過程において、合理的な公示の後、公聴会を開くことにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るよう努める。当該公聴会においては、利害関係者が自己の利益を擁護し、及び他の利害関係者に質問することを認めるものとする。

9 輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かを決定するための調査においては、締約国の調査当局は、当該国内産業の状態に關係を有するすべての要因であつて客観的なかつ数値化されたもの、特に原産品の輸入の増加率及び増加量（絶対量における増加率及び増加量に限る。）増加した輸入原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用及び価格についての水準の変化を評価する。

10 輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあるとの決定は、調査が、原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果關係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行つてはならない。輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを輸入の増加に帰してはならない。

11 締約国の調査当局は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがある

か否かについての決定に関し、そのような損害を与えていない又は与えるおそれがない旨の決定を恣意的に修正してはならない。

12 二国間セーフガード措置をとることが決定される場合には、締約国の調査当局は、自国の官報により公示する。その公示には、当該二国間セーフガード措置の対象となる原産品及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、当該二国間セーフガード措置の適用期間並びに法令及び事実に係るすべての関連する問題に関して得られた認定及び理由を示した結論を明示する。

13 締約国の調査当局は、公示において、7に規定する秘密の情報を開示してはならない。

第五十六条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「国内産業」とは、締約国の区域内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(b) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

- (c) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第七章 投資

第一節 投資

第五十七条 適用範囲

1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

- (a) 他方の締約国の投資家
- (b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産
- (c) 第六十五条及び第七十四条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて当該一方の締約国の区域内にあるもの

2 締約国は、附属書八に記載する経済活動を排他的に行う権利及び当該活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を有する。

3 この章の規定は、締約国が採用し又は維持する措置であつて第九章の規定が適用されるものについては、適用しない。

4 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

注釈 この章のいかなる規定も、締約国が、法の執行、矯正、所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等に係るサービス又は任務を、この章の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

第五十八条 内国民待遇

1 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1の規定に従つて締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地方政府又は州が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に

与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第五十九条 最恵国待遇

各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈1 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、第五十八条及び第五十九条に定める待遇のうちいずれか一層有利な待遇を与える。

注釈2 両締約国は、第五十八条及び第五十九条の規定の適用に関し、次のことを行うことはできないことを確認する。

(a) 一方の締約国が、他方の締約国の投資家に対し、当該一方の締約国の区域内にある企業について少なくとも一定の持分を当該一方の締約国の国民が保有しなければならないとの要件を課すること。

(b) 一方の締約国が、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該一方の締約国の区域内にある投資財産を売却その他の方法で処分することを要求すること。

注釈3 各締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

第六十条 一般的待遇

各締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 この条は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があつたことを証明するものではない。

第六十一条 収用及び補償

1 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続及び前条の規定に従って行われるものであり、かつ、(d)2から5までの規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 補償は、収用の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用に係る行為がそれ以前に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。公正な市場価格を決定するための評価基準には、有体財産についての申告された課税価格を含めることができる。当該補償は、遅滞なく支払われなければならない。かつ、完全に換価することのできるものでなければならない。

3 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、補償には、当該通貨についての商業的に妥当な金利に基づく収用の日から実際の支払の日までの利子を含む。

4 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨で支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該支払通貨に換算した額を下回らないものとする。

- (a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの
 - (b) 収用の日から実際の支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの
- 5 支払に当たり、補償は、第六十三条に定めるところに従い自由に移転することのできるものでなければならぬ。

第六十二条 争乱からの保護

第六十条の規定の適用を妨げることなく、また、第六十六条の規定にかかわらず、各締約国は、武力紛争、国内争乱その他これらに類する事態により自国の区域内の投資財産が被った損失に関して採用し又は維持する措置（原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法を含む。）について、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国の投資家又は第三国の投資家及びこれらの投資家の投資財産に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家及びその投資財産にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

第六十三条 資金の移転

- 1 各締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含む。
 - (a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
 - (b) 利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に対する報酬その他の報酬
 - (c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (d) 返済金その他契約に基づいて行われる支払
 - (e) 第六十一条の規定に従って行われる支払
 - (f) 次節の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により、移転に用いられる通貨の直物取引の市場における為替相場であって当該移転の日のものによって行われることを認める。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
 - (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 通貨その他の支払手段の移転についての報告
- (e) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第六十四条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの締約国も、一方の締約国の投資家の投資財産である他方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有する者であること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第六十五条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、

経営、管理又は運営に関し、次のことを要求することができず、また、これらのことを約束することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること（司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法の違反に係る救済措置としてそのような要求を行い若しくはそのような約束を強制する場合又は締約国が知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に反しない

態様で行動する場合を除く。）。投資財産に対し、一般に適用される保健、安全又は環境上の要件を満たすためにある技術を使用することを要求する措置は、この(f)の規定に反するものと解してはならない。当該措置については、第五十八条及び第五十九条の規定を適用する。

(g) 当該投資財産が、その生産する物品又は提供するサービスに関して特定地域又は世界市場に対する唯一の供給者となること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内にある締約国又は第三国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数

量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内にある締約国又は第三国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

- (a) 自国の区域内において生産拠点を設けること。
- (b) 自国の区域内においてサービスを提供すること。
- (c) 自国の区域内において労働者を訓練し、又は雇用すること。
- (d) 自国の区域内において特定の施設を建設し、又は拡張すること。
- (e) 自国の区域内において研究及び開発を行うこと。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

5 1(b)及び(c)並びに2(a)及び(b)のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的若しくは不当な態様で適用しないこと又はそれらの措置が国際貿易若しくは投資活動に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

- (a) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存のために必要な措置

第六十六条 留保及び例外

1 第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書六又は附属書八の表に記載されるもの

- (b) これらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの

- (i) メキシコに関しては、

- (AA) 州によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従つてメキシコにより附属書六の表に記載される措置

- (B) 地方政府により維持される措置

- (ii) 日本国に関しては、

(AA) 都道府県によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従って日本国により附属書六の表に記載される措置

(BB) 都道府県以外の地方公共団体により維持される措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第五十八条、

第五十九条、第六十四条及び前条との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 各締約国は、第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定に適合しない措置であつて、1 (b) (i)

(AA)に規定する州又は1 (b) (ii) (AA)に規定する都道府県により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に附属書六の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。

3 第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定は、附属書七の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が採用し又は維持する措置については、適用しない。

4 いずれの締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七の規定の適用を受ける措置を採用する場合

には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

5 第五十九条の規定は、締約国が附属書九の表に記載する協定に基づいて与える待遇又は当該表に記載する分野に関して与える待遇については、適用しない。

6 第五十八条、第五十九条及び第六十四条の規定は、締約国又は公的企業が調達に関して採用し又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

7 (a) 前条1(a)から(c)までの規定並びに同条2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関して連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(b) 前条1(b)、(c)、(f)及び(g)の規定並びに同条2(a)及び(b)の規定は、締約国又は公的企業による調達については、適用しない。

(c) 前条2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

第六十七条 通報

各締約国は、この章の規定及び附属書六から附属書九までの実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があるであると認める新たな措置について、他方の締約国に対し可能な最大限の範囲で通報する。

第六十八条 特別な手続及び情報の要求

1 第五十八条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2 第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内にある当該投資家の投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する情報を定期的に提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、事業に関する情報であつて秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠

実な適用に関連して他の方法により情報を入手し又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第六十九条 他の章の規定との関係

この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

第七十条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され又は支配される場合であつて次のいずれかの場合に該当するときは、当該投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家

によって所有され又は支配される場合において、当該企業がその法律の下で設立され又は組織された締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条 投資支援

1 投資支援機関は、いずれの締約国の投資家に対しても、他方の締約国の区域内における事業又は活動に関連する投資支援を行うことができる。一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家及びその投資財産は、投資支援機関との間で、投資支援に関する契約を締結することができる。投資支援機関は、この協定において投資を行うことが認められている事業又は活動についてのみ投資支援を行う。

2 投資支援機関が投資支援に関連して自然人若しくは企業に支払を行い又は債権者若しくは代位者として自己の権利を行使する場合には、締約国は、当該支払若しくは当該権利の行使に関連する現金、口座、預金、証券その他の資産が当該投資支援機関に移転されること、当該投資支援機関がこれらの資産を取得すること又は当該支払若しくは当該権利の行使に関連して発生した若しくは発生することのある権利、権原、請求権、特権若しくは訴権を当該投資支援機関が承継することを認める。

3 投資支援機関は、この条の規定により、かつ、自己の権利として又は契約若しくは法令に基づき、自己に移転され、自己が取得し、又は自己が承継する利益に関し、その利益が当該投資支援機関に移転された自然人又は企業の権利より大きい権利を主張してはならない。

4 3に規定する利益を投資支援機関が所有し若しくは取得し、投資支援機関に移転し、又は投資支援機関が承継することが締約国の法令により全面的又は部分的に制限される場合には、当該締約国は、自国の法令に基づき当該利益を所有することを認められる自然人又は企業に当該利益を移転するために当該投資支援機関が適当な措置をとることを認める。

第七十二条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第五十八条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第六十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができるとができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずる急迫したおそれのある場合

- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし又はもたらすおそれのある状況にある場合
- 2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。
 - (a) 国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に適合するものであること。
 - (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
 - (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- 3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第七十三条 知的財産及び知的財産権

- 1 この章のいかなる規定も、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、並びに当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えてゐる待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第七十四条 環境に関する措置

両締約国は、保健、安全又は環境に関する国内措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。締約国は、自国の区域内における投資家による投資財産の設立、取得、拡張又は保持を奨励する手段としてこれらの措置の適用の免除その他の逸脱措置を行わないものとし、又は行う旨の申出をしないものとする。一方の締約国は、他方の締約国がこれらの措置の適用の免除その他の逸脱措置を提案したと認める場合には、当該他方の締約国と協議することを要請することができ、両締約国は当該逸脱措置を回避するために協議する。

第二節 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十五条 目的

この節の規定は、第十五章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、両締約国の投資家の間の平等な待遇及び公平な裁判所における適正な手続を確保する投資紛争の解決のための仕組みを確立するものである。

第七十六条 投資家が行う請求

1 一方の締約国の投資家は、

(a) 自己のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったことについての請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(b) 当該投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったことについての請求をこの節の規定による仲裁に付託することができる。

2 投資財産は、この節の規定に基づく請求を行うことができない。

第七十七条 協議及び交渉

紛争の当事者は、まず、協議又は交渉により請求を解決するよう努めるものとする。

第七十八条 書面による要請

1 紛争の当事者である投資家は、請求を友好的に解決することを目的とする協議を行うことについて、当該請求を仲裁に付託する少なくとも百八十日前に、紛争の当事者である締約国に対して書面による要請を提出する。この要請には、次の事項を明記する。

- (a) 紛争の当事者である投資家の氏名又は名称及び住所並びに、当該投資家が企業のために請求を付託する場合には、当該企業の名称及び住所
- (b) 違反があつたとされるこの協定の条項その他関連するこの協定の条項
- (c) 争点並びに当該請求の根拠とされる事実及び法的根拠（紛争の当事者である締約国が採用した特定の措置を含む。）
- (d) 紛争の当事者である投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

2 紛争の当事者である投資家は、請求を生じさせる事態が発生する前に、1に規定する書面による要請を

提出することはできない。

第七十九条 請求の仲裁への付託

1 紛争の当事者である投資家は、前条の規定に基づく要件を満たすことを条件として、次のいずれかの仲裁に請求を付託することができる。

(a) ICSID条約に基づく仲裁。ただし、紛争の当事者である締約国及び当該投資家が属する締約国の双方がICSID条約を締結している場合に限る。

(b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）に基づく仲裁。ただし、紛争の当事者である締約国又は当該投資家が属する締約国のいずれか一方のみがICSID条約を締結している場合に限る。

(c) UNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁

(d) 紛争の当事者が合意する場合には、他の仲裁規則に基づく仲裁

2 適用される仲裁規則は、この節の規定によって修正される部分を除くほか、この節の規定に基づく仲裁を規律する。

第八十条 仲裁への同意

1 各締約国は、この節に定める手続に従って行われる仲裁に請求を付託することに同意する。

2 1の規定により与えられた同意及び紛争の当事者である投資家による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の要件を満たさなければならない。

(a) 両当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章（センターの管轄）の規定及び追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第八十一条 締約国の同意に関する条件及び制限

1 この節の規定による仲裁への請求の付託は、投資家（第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求の場合）又は企業（同条1(b)の規定に基づいて付託する請求の場合）が、同条の規定に基づいて主張される違反が発生したこと及び当該投資家又は当該企業が損失又は損害を被ったことを知った、又は知ったと考えられる最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

2 この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)から(d)までに規定するそれぞれの請求について、そ

れぞれの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a) (i) 第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については、この節に定める手続に従って仲裁が行われることに関し投資家が書面により同意する場合

(ii) 第七十六条1(b)の規定に基づいて付託する請求については、投資家が企業のために当該請求を付託することに当該投資家及び当該企業が合意し、かつ、この節に定める手続に従って仲裁が行われることに関し当該投資家及び当該企業の双方が書面により同意する場合

(b) 第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については、投資家又は、当該請求が当該投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業の持分に生じた損失又は損害に関するものである場合には、当該投資家及び当該企業の双方が、同条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し若しくは他の紛争解決手続において手続を開始し、又はこれらの訴訟若しくは手続を継続する権利を書面により放棄する場合

(c) 第七十六条1(b)の規定に基づいて付託する請求については、投資家及び企業の双方が、同条1に規定

する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し若しくは他の紛争解決手続において手続を開始し、又はこれら
の訴訟若しくは手続を継続する権利を書面により放棄する場合

(d) 第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については投資家、また、同条1(b)の規定に基づいて付託する請求については企業が、(b)及び(c)に規定する行政裁判所又は司法裁判所において既に訴訟を提起している場合であつて、当該訴訟が当該締約国の法律に従つて取り下げられる場合

3 2 (b)及び(c)の規定にかかわらず、投資家(第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求の場合)並びに当該投資家及び企業の双方(同条1(b)の規定に基づいて付託する請求の場合)は、紛争の当事者である締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済その他特別な救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

4 仲裁への請求の付託に関し、

(a) 一方の締約国の投資家は、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反した旨の主張を、この節の

規定に基づく仲裁及びいずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所における訴訟の双方において行うことはできない。

(b) 一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業が、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所における訴訟において当該他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反した旨の主張を行う場合には、当該投資家は、この節の規定に基づく仲裁においてその違反を主張することはできない。

第八十二条 裁判所の構成

1 裁判所は、次条の規定により設置される裁判所に関する場合及び紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争の当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争の当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2 事務局長は、この節の規定による仲裁に関する仲裁人任命機関としての役割を果たす。

3 事務局長は、請求が仲裁に付託された日から九十日以内に裁判所（次条の規定により設置される裁判所を除く。）が構成されなかった場合には、紛争のいずれか一方の当事者の要請に基づき、まだ任命されて

いない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量により任命する。ただし、裁判長となる仲裁人については、4の規定に従って任命する。

4 事務局長は、5に規定する裁判長となる仲裁人の名簿又は、当該名簿が作成されていない場合には、ICSIDの仲裁人名簿から、裁判長となる仲裁人を任命する。ただし、いずれの場合においても、裁判長となる仲裁人は、紛争の当事者である締約国の国民又は紛争の当事者である投資家の属する締約国の国民であってはならない。

5 両締約国は、国際法及び投資に関する問題について経験を有する二十人の裁判長となる仲裁人の名簿を作成し、その後は、当該名簿を維持することができる。名簿の構成員は、両締約国の合意により、かつ、国籍を考慮することなく、指名される。

第八十三条 複数の請求の併合

1 紛争の一方の当事者は、第七十六条の規定に基づき仲裁に付託された二以上の請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有すると認める場合には、2から9までに定める条件に従って併合の決定を求めることができる。

- 2 この条の規定による併合の決定を求める紛争の一方の当事者は、事務局長に対し、この条の規定による裁判所を設置するよう書面により要請する。その要請は、次の(a)及び(b)の要件を満たさなければならぬ。
 - い。
 - (a) 求める決定の内容及び当該決定を求める根拠を明記すること。
 - (b) ICSID条約第三十六条(1)の規定に従って行われる仲裁の請求又はICSIDに係る追加的な制度についての規則付表C第二条の規定に従って提出される仲裁に関する通知を付すること。
- 3 事務局長は、要請を受領した日の後六十日以内に、三人の仲裁人により構成する裁判所を設置する。一人の仲裁人は、紛争の当事者である締約国の国民とし、第二の仲裁人は、紛争の当事者である投資家の属する締約国の国民とする。裁判長となる仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならない。
- 4 この条の規定により設置される裁判所は、ICSID条約又はICSIDに係る追加的な制度についての規則のうちいずれか適当なものに基づき設置され、これらの条約又は規則の規定（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。
- 5 仲裁に請求を付託した紛争の当事者である投資家は、当該投資家の請求が2の規定による併合が要請さ

れている請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を提起しているにもかかわらず、2の規定に従って行われた要請において当該投資家の氏名又は名称が掲げられなかったと認める場合には、この条の規定により設置される裁判所に対し、当該投資家の請求についても併合することを検討するよう要請することができる。その要請は、2に規定する要件を満たさなければならない。

6 5に規定する紛争の当事者である投資家は、紛争の当事者である締約国又は併合の決定を求めている紛争の当事者である投資家に対し、5の規定に基づいて行われる要請の写しを送付する。

7 この条の規定により設置される裁判所は、紛争の一方の当事者の申請に基づき、1及び5に規定する請求に関連する仲裁手続の延期を決定することができる。

8 この条の規定により設置される裁判所は、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争の当事者の意見を聴取した後に、次のいずれかのことにつき決定を行うことができる。

(a) 1及び5に規定する請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し及び決定すること。

(b) 1及び5に規定する請求のうち、当該裁判所が決定を行うことが他の請求の解決に資すると信ずる一

又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し及び決定すること。

9 第七十九条の規定により設置される裁判所は、請求の全部又は一部であつてこの条の規定により設置される裁判所が8の規定により管轄権を行使するものにつき、決定を行う管轄権を有しない。

第八十四条 準拠法

1 この節の規定により設置される裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の問題につき決定を行う。

2 合同委員会が採択するこの協定の規定の解釈は、この節の規定により設置される裁判所を拘束する。当該解釈は、各締約国が適当と認める方法により公に利用可能なものにする。

第八十五条 通知

紛争の当事者である締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出されたすべての訴答書面の写し

第八十六条 締約国の参加

紛争の当事者である締約国でない締約国は、紛争の当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる。

第八十七条 文書

1 紛争の当事者である締約国でない締約国は、自国が費用を負担して、紛争の当事者である締約国から次に掲げるものの写しを受領する権利を有する。

(a) 裁判所に提出された証拠

(b) 紛争の当事者の書面による陳述

2 1の規定に基づき情報を受領した締約国は、自国が紛争の当事者である締約国である場合と同様に当該情報を取り扱う。

第八十八条 仲裁地

裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う。

第八十九条 附属書の解釈

1 裁判所は、紛争の当事者である締約国が違反があつたとされる措置について附属書六から附属書九までに記載する留保又は例外の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該紛争の当事者である締約国の要請があつたときは、合同委員会にその問題についての解釈を採択するよう要請する。合同委員会は、そのような要請が行われた日の後六十日以内に、解釈を採択し、当該解釈を書面により裁判所に提出する。

2 第八十四条の規定を適用するほか、裁判所は、1の規定に従って採択され及び提出される解釈に拘束される。裁判所は、合同委員会が六十日以内に解釈を提出しない場合には、その問題につき決定を行う。

第九十条 専門家による報告

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請に基づき、又は裁判所の職権により（紛争の当事者が承認しない場合を除く。）仲裁手続において紛争の一方の当事者が提起した事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争の当事者が合意する条件に従って、環境、保健、安全その他の科学的な事項の分野における一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他

の専門家の任命を妨げない。

第九十一条 暫定的な保全措置

裁判所は、紛争の一方の当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。裁判所は、差押えを命じ、又は第七十六条1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第九十二条 最終的な裁定

1 裁判所は、紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

- (a) 損害賠償金及び適当な利子
- (b) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

- 2 1の規定に従うことを条件として、請求が第七十六条1(b)の規定に基づいて行われる場合には、
 - (a) 損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定めるものとする。
 - (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。
- 3 裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を締約国に命ずることはできない。

第九十三条 裁定が最終的なものであること及び裁定の執行
- 1 前条の規定による裁定は、最終的なものであり、かつ、特定の事件に関して紛争の当事者を拘束する。
- 2 紛争の一方の当事者は、関係する再審又は取消しの手続に従うことを条件として、遅滞なく、裁定に従う。
- 3 紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。この場合には、当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。
 - (a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。

(b) 当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

第九十四条 一般規定

1 この節の規定に基づく仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたこととなる。

(a) ICSID条約第三十六条(1)の規定による仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b) ICSIDに係る追加的な制度についての規則付表C第二条の規定による仲裁に関する通知を事務局長が受領した時

(c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁に関する通知を紛争の当事者である締約国が受領した時

第七十九条1(d)の規定に関しては、紛争の当事者は、別途の合意を行うものとする。

2 通知その他の文書の締約国への送付は、次の(a)及び(b)を通じて行う。

(a) メキシコについては、経済省外国投資総局

(b) 日本国については、外務省

3 締約国は、この節の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺の権利として、又はその他の目的のために、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償が保険契約又は保証

契約に基づいて既に支払われた、又は将来支払われる旨を主張してはならない。

4 いずれの紛争当事者も、次に掲げる情報を除き、この節の規定により設置される裁判所に提出され又は当該裁判所が発するすべての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により特に秘密とされ、又はその他開示から保護される情報

(c) 紛争の当事者である締約国が適用される仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

注釈 両締約国は、締約国が、日本国については中央政府の職員又は地方政府の職員との間、また、メキシコについては連邦政府の職員又は州の職員との間で、この節に定める紛争解決手続におけるすべての関連文書（秘密の情報を含む。）を共有することができることを確認する。また、両締約国は、紛争の当事者が、請求事案に係る準備のために必要と認める場合には、この節の規定により設置される裁判所に提出され又は当該裁判所が発するすべての文書を仲裁手続に係る第三者に開示することができることを確認する。ただし、当該第三者が当該文書における秘密の情報を保護す

ることを当該紛争の当事者が確保することを条件とする。

第九十五条 紛争解決手続の例外

1 締約国が自国の区域内にある投資財産の他方の締約国の投資家又はその投資財産による取得を第六十条の規定に従って禁止し又は制限する決定を行う場合には、同条の規定に従ってとるその他の措置について紛争解決に関するこの節又は第十五章の規定を適用するか否かに影響を及ぼすことなく、当該決定については、これらの規定を適用しない。

2 メキシコに関しては、紛争解決に関するこの節及び第十五章の規定は、附属書六メキシコの表の三の項の規定に基づく審査の後に国家外国投資委員会が行う決定であって、審査の対象となる投資財産の取得の可否に関するものについては、適用しない。

第三節 定義

第九十六条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「紛争の当事者である投資家」とは、前節の規定に基づき請求を行う投資家をいう。

- (b) 「紛争の当事者」とは、紛争の当事者である投資家及び紛争の当事者である締約国をいう。
- (c) 「紛争の一方の当事者」とは、紛争の当事者である投資家又は紛争の当事者である締約国をいう。
- (d) 「紛争の当事者である締約国」とは、前節の規定に基づく請求を受けた締約国をいう。
- (e) 「持分証券」又は「債務証券」には、議決権のある株式、議決権のない株式、債券、転換社債、ストックオプション及びワラントを含む。
- (f) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が自由利用可能通貨として随時指定する通貨をいう。
- (g) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。
- (h) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）をいう。
- (i) 「投資財産」とは、次のものをいう。
 - (AA) 企業
 - (BB) 企業が発行する持分証券
 - (CC) 企業が発行する債務証券であって、次のいずれかの場合に該当するもの（当初の償還期間の長短に

かかわらず、締約国又は公的企業が発行する債務証券は含まない。）

(aa) 当該企業が投資家の関係企業である場合

(bb) 当該債務証券の当初の償還期間が三年以上である場合

(D) 企業に対する貸付金であって、次のいずれかの場合に該当するもの（当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業に対する貸付金は含まない。）

(aa) 当該企業が投資家の関係企業である場合

(bb) 当該貸付金の当初の償還期間が三年以上である場合

(E) 企業の持分であって、当該企業の所得又は利得の配分を受ける権利を当該持分の所有者に対し与えるもの

(F) 企業の持分であって、当該企業の解散の時に、当該企業の資産（G）及び（D）に規定する債務証券及び貸付金以外の債務証券及び貸付金を除く。）の配分を受ける権利を当該持分の所有者に対し与えるもの

(G) 不動産その他の資産（有体であるか無体であるかを問わない。）及び関連する財産権（賃借権、先

取特権、質権等）であつて、経済上の利益その他の事業目的のために取得され又は使用されるもの
(H) 締約国の区域内における経済活動に対して資本その他の資産を提供することから生ずる権益であつて、次の契約に基づくものを含む。

(aa) 当該締約国の区域内における投資家の財産の存在を伴う契約（完成後引渡契約、建設契約及び天然資源の開発に関する契約を含む。）

(bb) 報酬が企業の生産、収入又は利得に実質的に依存する契約
ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

(II) 次のもののみから生ずる金銭債権

(aa) 一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約

(bb) 商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、(D)に規定する貸付金を除く。）

(II) に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて、(AA)から(H)までに規定する種類の権益に関連しないもの

- (j) 「締約国の投資家の投資財産」とは、締約国の投資家により直接又は間接に所有され又は支配されている投資財産をいう。
- (k) 「締約国の投資家」とは、締約国若しくは締約国の公的企業又は締約国の国民若しくは企業であつて、投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。
- (l) 「投資支援」とは、資金の貸付け若しくは株式若しくは持分の取得による投資、投資保証又は投資保険若しくは投資再保険であつて、投資支援機関が締約国の区域内における事業又は活動に関連して行うものをいう。
- (m) 「投資支援機関」とは、締約国が指定する機関又はその後継機関及びこれらの機関の代理人であつて、投資支援を行うものをいう。ただし、締約国の政府を指すものではない。
- (n) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）をいう。
- (o) 「事務局長」とは、ICSIDの事務局長をいう。
- (p) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

(q) 「裁判所」とは、第七十九条の規定により設置される仲裁裁判所又は第八十三条の規定により設置される仲裁裁判所をいう。

(r) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会によって承認された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）をいう。

第八章 国境を越えるサービスの貿易

第九十七条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し又は維持する措置であつて、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。この措置には、次のものを含む。

(a) サービスの提供に係る措置

注釈 サービスの提供に係る措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに關する措置を含む。

(b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に係る措置

(c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(d) 一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に係る措置

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次章に定める金融サービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運（内水航行による運送を含む。）に係るもの

(c) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

注釈 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内

若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

(d) 締約国又は公的企業による調達

(e) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(f) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(g) 政府の権限の行使として提供されるサービス

注釈 この章の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(h) 一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関する当該一方の締約国の措置

第九十八条 内国民待遇

1 各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地方政府又は州が同様の状況において当該締約国のサービス及びサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第九十九条 最恵国待遇

各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第九十八条及び第九十九条に定

める待遇のうちいずれか一層有利な待遇を与える。

第百条 現地における拠点

いずれの締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第百一条 留保

1 前三条の規定は、次のものについては適用しない。

(a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書六の表に記載されるもの

(b) これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i) メキシコに関しては、

(A) 州によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従ってメキシコにより附属書六の表に記載される措置

(B) 地方政府により維持される措置

(ii) 日本国に関しては、

(AA) 都道府県によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従って日本国により附属書六の表に記載される措置

(B) 都道府県以外の地方公共団体により維持される措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 各締約国は、前三条の規定に適合しない措置であつて1(b)(i)(AA)に規定する州又は1(b)(ii)(AA)に規定する都道府県により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に附属書六の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。

3 前三条の規定は、附属書七の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が採用し又は維持する措置については、適用しない。

第二百二条 通報

各締約国は、この章の規定並びに附属書六及び附属書七の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があるると認める新たな措置について、他方の締約国に対し可能な最大限の範囲で通報する。

第二百三条 国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び勧告を行うこと。
- (d) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二百四条 免許及び資格証明

1 各締約国は、他方の締約国のサービス提供者の免許、資格証明又は技術上の基準に関連して採用し又は

維持する措置が国境を越えるサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) 国境を越えるサービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

2 第九十九条の規定は、一方の締約国が第三国において得られた教育、経験、免許又は資格証明を一方的に又は当該第三国との合意に基づき承認する場合であっても、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育、経験、免許又は資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

第百五条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され又は支配される企業により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

注釈 企業が第三国の者によつて「所有」されるとは、当該第三国の者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。企業が第三国の者によつて「支配」されるとは、当該第三国の者が当該企業の役員の過半数を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され又は支配される企業であつて、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないものにより提供されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百六条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、第九十六条に定義する一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内におけるサービスの提供を除く。
- (i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供
- (ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であつて当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの
- (iii) 一方の締約国の国民によるサービスの提供であつて他方の締約国の区域内で行われるもの
- (b) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。
- (i) 連邦政府、中央政府、州又は都道府県その他の地方公共団体がとる措置
- (ii) 非政府機関が連邦政府、中央政府、州又は都道府県その他の地方公共団体によって委任された権限を行使するに当たつてとる措置
- (c) 「締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供しようとし又は提供する締約国の者をいう。
- (d) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

第九章 金融サービス

第一百七条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国が採用し又は維持する措置であつて、次のものに影響を及ぼすものについて適用する。

- (a) 国境を越える金融サービスの貿易
- (b) 他方の締約国の金融機関
- (c) 当該一方の締約国内にある金融機関に投資する他方の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産

2 この章の規定は、出入国管理に関する法令に基づく措置については、適用しない。

3 この章のいかなる規定も、締約国（公的機関を含む。）がその区域内において次の活動又はサービスを排他的に行い又は提供することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス
- (b) 締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、若しくはその保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス

第百八条 国際協定に基づく約束

両締約国は、経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約（その改正を含む。）及びサービス貿易一般協定（金融サービスに係る約束に関する了解を含む。）並びに両締約国が締結している他の国際協定において各締約国が行った約束によつて拘束される。

注釈 この章のいかなる規定も、この条に規定するそれぞれの国際協定において各締約国が行った約束に影響を及ぼすものと解してはならない。

第百九条 第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第百十条 例外規定

この章及び前二章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者、保険金請求者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供する者が負う者を保護するための措置又は締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し又は維持することを妨げられない。

第百十一条 他の章の規定との関係

第百七条1に規定する措置については、前二章の規定を適用しない。

第百十二条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「国境を越えて金融サービスを提供する者」とは、締約国の区域内において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越えて金融サービスを提供しようとし又は提供する当該締約国の者をいう。

(b) 「国境を越える金融サービスの貿易」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内における金融サービスの提供を除く。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域への金融サービスの提供

(ii) 一方の締約国の区域内における金融サービスの提供であって当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii) 一方の締約国の国民による金融サービスの提供であって他方の締約国の区域内で行われるもの

- (c) 「金融機関」とは、その所在する締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され又は監督される企業をいう。
- (d) 「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国内に所在する金融機関であつて、他方の締約国の者により所有され又は支配されるものをいう。
- (e) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するサービス（保険を含む。）及びそれに付随する又はその補助的なサービスをいう。
- (f) 「投資財産」とは、第九十六条に定義する投資財産をいう。ただし、同条に規定する「貸付金」又は「債務証券」については、次のとおりとする。
 - (i) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、当該金融機関が所在する締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。
 - (ii) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券（(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、投資財産ではない。
 - (iii) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証券は、投資財産ではない。

(iv) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証券 (i) に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。) は、当該貸付金又は債務証券が第九十六条に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第七章の規定の適用を受ける投資財産である。

(g) 「締約国の投資家」とは、締約国若しくは公的企業又は締約国の者であつて、投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(h) 「公的機関」とは、締約国の中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し若しくは支配する金融機関をいう。

第十章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第一百十三条 一般原則

1 この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、相互主義に基づき入国及び一時的な滞在を促進すること並びに入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定めることが望ましいこと、並びに国境の安全を確保し並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものの

である。

2 各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第百十四条 適用範囲

1 この章の規定は、一方の締約国の国民であつて、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める国民に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一时的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が附属書十に定める各区分における条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害す

るような態様で適用されないことを条件とする。

注釈 特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の区分の下で与えられる利益が無効にされ、又は侵害されてい
るとはみなさない。

第百十五条 入国及び一時的な滞在の許可

1 各締約国は、この章の規定（附属書十に定める各区分における条件を含む。）に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

2 各締約国は、他方の締約国の国民の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第百十六条 情報の提供

1 各締約国は、第百六十条の規定を実施するほか、次のことを行う。

- (a) 他方の締約国に対し、この章の規定に関する措置の内容を知ることができる資料を提供すること。
- (b) この協定の効力発生の日の後一年以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する

る説明資料を包括的な文書により、両締約国において作成し、公表し、及び公に利用可能なものにする
こと。

- 2 各締約国は、この協定の効力発生の後、可能な範囲で、他方の締約国の国民に対するこの章の規定に基づき入国及び一時的な滞在の許可に関する資料を収集し、保管し、及び他方の締約国が利用することができるようにする。

第百十七条 入国及び一時的な滞在に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、入国及び一時的な滞在に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) 国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の立案について検討すること。

- (c) この章の規定に基づく国民の入国及び一時的な滞在に関する資格証明書その他の証明書について両締

約国間の相互理解を増進すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び勧告を行うこと。

(e) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。この任務には、

この章の規定の修正又は追加についての案を合同委員会に報告することを含めることができる。

第一百八条 紛争解決

1 第五十二条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、他方の締約国に対し協議を要請することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の種類があること。

(b) 該当する国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該国民に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第十一章 政府調達

第百十九条 適用範囲

- 1 この章の規定は、次に規定する政府調達に関する措置であつて、締約国が採用し又は維持するものについて適用する。
 - (a) 附属書十一において特定する機関による調達
 - (b) 附属書十二において特定する物品の調達、附属書十三において特定するサービスの調達及び附属書十四において特定する建設サービスの調達
 - (c) 調達への参加に対する招請の公示を行う時点において、契約の価額が附属書十五において特定する基準額以上であると見積もられる調達
- 2 1の規定は、附属書十六に定める一般的注釈の規定に従う。
- 3 この章の規定は、購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の方法を通じて行う契約による政府調達（物品とサービスを組み合わせたものを含む。）について適用する。
- 4 5の規定に従うことを条件として、この章の規定は、機関が締結する契約について適用されない場合に

は、当該契約を構成するいかなる物品又はサービスについても、適用されるものと解してはならない。

5 いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第二百十条 内国民待遇

1 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であつて当該他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、次のことを確保する。

(a) 機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の者との提携関係の程度に基づいて又は他方の締約国の者が当該供給者を所有していることに基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱ってはならないこと。

(b) 機関が、国内に設立された供給者を、その供給する物品又はサービスの生産国に基づいて差別しては

ならないこと。ただし、当該物品又はサービスについて次条の規定に従って生産国とされる国が他方の締約国であることを条件とする。

- 3 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。）については、適用しない。

第二百一十一条 原産地規則

- 1 一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において当該一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

注釈 通常の貿易において適用するサービスについての原産地規則は、サービス貿易一般協定第二十八条（定義）(f)に規定する「他の加盟国のサービス」及び同条(g)に規定する「サービス提供者」に従って解するものとする。

- 2 一方の締約国は、他方の締約国の供給者により供給されるサービスが、第三国の者によって所有され又

は支配される企業であつていずれの締約国の区域内においても実質的な事業活動を行っていないものにより供給されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

3 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の国民によつて所有され又は支配される場合であつて次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

第二百二十二条 調達手続等

1 各締約国は、附属書十八において特定する規定（その改正を含む。）に従つて定める各々の規則及び手続を適用する。

2 一方の締約国は、附属書十八において特定する規定の改正に対応する他方の締約国による規則及び手続の修正が、当該他方の締約国の政府調達市場へのアクセスに著しい影響を及ぼすと認める場合には、両締約国の規則及び手続の下での待遇の同等性を維持するために協議を行うことを要請することができる。満すべき解決が得られない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の政府調達市場へのアクセスについて、当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するために、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

3 1に規定する規則及び手続の修正を行う締約国は、当該修正が効力を生ずる日の三十日前までに、当該修正を他方の締約国に通報する。

4 入札の手続において二以上の言語による入札書の提出を機関が認める場合には、これらの言語のいずれか一は、英語とする。

5 いずれの締約国の機関も、供給者が従前に当該締約国の機関との間で一若しくは二以上の契約を締結したことがあること、又は供給者が当該締約国の区域内における業務経験を有することを、供給者の資格に関する条件又は契約の締結に関する条件としてはならない。

第二百二十三条 調達の効果を減殺する措置

各締約国は、機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において又は入札の評価若しくは落札の決定において、附属書十六の一般的注釈に記載するものを除き、調達の効果を減殺するような措置を考慮し、求め又は課さないことを確保する。この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、機関が調達に先立ち又は調達の過程において考慮し、求め又は課する条件であつて、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発を奨励し、又は当該機関が属する締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第二百二十四条 情報の提供

1 各締約国は、附属書十七に掲げる適当な出版物において、かつ、他方の締約国及び供給者が知ることのできるような方法により、法令、司法上の決定、一般に適用される行政上の決定及び手続（標準契約条項を含む。）であつてこの章の規定の適用を受ける政府調達に関するものを速やかに公表する。

2 落札者とされなかつた入札者が属する締約国は、第十五章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。このた

め、調達機関が属する締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。落札者とされなかった入札者が属する締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができない。この情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、落札者とされなかった入札者が属する締約国は、情報を提供した締約国と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、これを公表してはならない。

3 各締約国は、機関による調達及び個々の落札に関する利用可能な情報については、要請があった場合には、情報の提供を要請した締約国に提供する。

4 一方の締約国に提供された秘密の情報であって、その公表が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなるもの、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの又は供給者の間の公正な競争を害することとなるものは、その情報を提供した他方の締約国の正式の許可がなければ公表してはならない。

5 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達が効果的に監視されることを確保するため、統計を

収集し、相互主義に基づいて、次の情報（入手可能なものに限る。）を記載した年次報告書を他方の締約国に提供する。

- (a) 基準額以上及び基準額未満の価額により締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計
- (b) 基準額以上の価額により締結された契約の件数及び価額に関する機関別、物品群別及びサービス群別の統計並びにこれらの契約の件数及び価額に関する調達された物品及びサービスの原産地別の統計
- (c) 限定入札の手続により締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計並びにこれらの契約の件数及び価額に関する調達された物品及びサービスの原産地別の統計

第二百二十五条 苦情申立ての手続

- 1 各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情については、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。このような場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

- 2 各締約国は、供給者が関心を有し又は有していた調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき

苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3 各締約国は、苦情申立ての手続を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものにする。

4 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達すべての側面に係る文書が三年間保管されることを確保する。

5 関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6 締約国は、調達について公示された後又は、公示されない場合には、入札説明書が利用可能となった後でなければ苦情申立ての手続を開始することができないことを要求することができる。締約国がそのような要求を行う場合は、5に規定する十日の期間は、調達について公示される日又は入札説明書が利用可能となる日より前には、開始しない。

7 苦情申立ては、調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関であって任期中

に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は次のことに係る手続を有するものとする。

- (a) 参加者は、検討機関の意見が出され又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。
- (b) 参加者は、代理人及び補佐人を認められること。
- (c) 参加者は、すべての手続に参加することができること。
- (d) 手続を公開で行うことが認められること。
- (e) 検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明と共に書面により示されること。
- (f) 証人の出席が認められること。
- (g) 検討機関に対し文書が開示されること。

8 苦情申立ての手続は、次のことについて定める。

- (a) この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。もつとも、苦情申立ての手続は、当

該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b) 苦情申立ての正当性につき評価すること及び決定する可能性があること。

(c) 適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

9 苦情申立ての手續は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として適時に完了させる。

第二百二十六条 例外規定

1 この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持すること

とを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
- (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (c) 知的財産又は知的財産権の保護のために必要な措置
- (d) 心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はこれらにより提供されるサービスに

関する措置

第二百二十七条 政府調達に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

- 2 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) 各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報（第二百二十四条5の規定に従って提供される統計に

関する情報を含む。)を分析すること。

(b) この章の規定の適用を受ける一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者による効果的なアクセスについて評価すること。

(c) この章の規定の適用について監視すること、並びに生じ得る問題等を特定し、及びこれに対処するための場を提供すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 両締約国は、政府調達市場への両締約国の供給者によるアクセスを最大化することを目的として、各々の政府調達制度に対する理解を増進するため、相互に同意する条件で協力する。このため、各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、協力のための具体的な措置（政府の職員又は関心を有する供給者に対する訓練及び研修のための計画であつて、調達機会を認識する方法、各々の政府調達市場への参入方法等に関するものを含む。）を策定し、実施する。そのような措置の策定に当たっては、各締約国の中小企業について特別の考慮を払うものとする。

第二百二十八条 訂正又は修正

1 一方の締約国は、附属書十一から附属書十四まで、附属書十六及び附属書十七に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報と共に他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正であつて純粹に形式的又は軽微なものは、第七十四条1の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国から異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国の間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修正の通報を受領した締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2 この章の他の規定にかかわらず、締約国は、この章の規定の適用を受ける機関の再編成（当該機関が行う調達が分散されるような計画又は当該機関の任務がいずれの政府機関によっても遂行されなくなるよう

な計画を含む。)を実施することができる。そのような再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、そのような再編成又は計画を実施してはならない。

第二百二十九条 機関の民営化

連邦政府又は中央政府が附属書十一において特定する機関の持分を保有し、又は当該機関の役員を指名することができる場合においても、当該機関に対する連邦政府又は中央政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該機関については、適用しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に又はその後でできる限り速やかに、当該機関の名称を他方の締約国に通報する。

第三百三十条 雑則

1 合同委員会は、両締約国に対し、この章の規定の適用を受ける各締約国の政府調達市場への効果的なアクセスについての条件を向上させるための適当な措置をとること又は、場合に依り、効果的なアクセスについての条件が衡平に維持されるように各締約国による適用範囲を調整するための適当な措置をとることを勧告することができる。

2 締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定により他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を3に規定する第三国に与える場合には、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行うことに同意する。

3 2に規定する第三国は、日本国については世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（その改正を含む。）（以下「政府調達協定」という。）の締約国又は日本国が締結している現行の経済上の連携に関する協定の締約国、また、メキシコについては北米自由貿易協定（その改正を含む。以下同じ。）（以下「NAFTA」という。）の締約国又は欧州共同体とする。

第十二章 競争

第三百三十一条 反競争的行為

各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第三百三十二条 反競争的行為の規制に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続は、実施取極で定める。

第三百三十三条 無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の中で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する。

第三百三十四条 手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第三百三十五条 第六十四条及び第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第六十四条の規定及び第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十三章 ビジネス環境の整備

第三百三十六条 ビジネス環境の整備のための協議

両締約国は、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を

創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国のビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議する。

第三百三十七条 ビジネス環境の整備に関する委員会

1 ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、ビジネス環境の整備に関する委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、

(a) 両締約国のビジネス環境を整備するための方法及び手段について討議する。
(b) 必要に応じ、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うことができる。両締約国は、当該勧告を考慮するものとする。

(c) (b)に規定する勧告の実施に関する情報の提供を受ける。

(d) (b)に規定する勧告を適当な方法により公表することができる。

(e) 適当な場合には、合同委員会に勧告的意見を提出することができる。

3 委員会は、

- (a) 両締約国政府の代表者で構成する。
- (b) 両締約国政府以外の関係団体であつて討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものの代表者を招請することができる。
- (c) その規則及び手続を定める。

第三百三十八条 第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十四章 二国間協力

第三百三十九条 貿易及び投資の促進の分野における協力

1 両締約国は、民間企業間の交流及び協力を促進するための両締約国の共同の努力が両締約国間の貿易及び投資を一層促進する触媒として作用することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進することに協力する。この協力には、次のことを含む。

- (a) 事業機会の増大に向けて、貿易、投資及びマーケティングに関する専門家及び研修生の交流を奨励すること。

- (b) 両締約国間の貿易及び投資に関する法令及び慣行について情報を交換すること。
 - (c) 貿易及び投資に関する派遣団、セミナー、見本市及び展示会を共同で企画することを奨励すること。
 - (d) 事業関係の構築に関心を有する両締約国の民間企業のデータベースを、電気通信回線による接続を通じて共有することを奨励すること。
 - (e) 両締約国の民間企業間の合弁事業の設立に向けた投資機会の特定及び事業提携の促進のための情報交換を奨励すること。
- 2 この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従って、貿易及び投資の促進の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 3 小委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) この条の規定に関連する問題について討議すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四百十条 裾野産業すその分野における協力

両締約国は、ビジネス環境の整備並びに両締約国間の貿易及び投資の促進のため、両締約国の裾野産業すその発展を促進することに協力する。この協力には、適当な団体に対し次のことを奨励することを含む。

(a) 直接投資又は合弁事業を通じて、一方の締約国の民間企業が他方の締約国の裾野産業すその市場に参入することを支援すること。

(b) 裾野産業すそに属する民間企業が裾野産業すそに属する他の民間企業との間及び最終的な製品の供給者との間で事業関係を構築することを支援すること。

(c) 金融及び技術上の支援を通じて、裾野産業すそに属し又は属する可能性のある民間企業を支援すること。

(d) 裾野産業すその発展のための最良の慣行及び方法について専門家の交流及び情報の交換を行うこと。

第四百十一条 中小企業の分野における協力

両締約国は、それぞれの経済の活力を維持し、両締約国間の貿易及び投資にとって良好な環境を整備するため、両締約国の中小企業の発展を促進することに協力する。この協力には、次のことを含めることができる。

- (a) 次の事項に関する中小企業政策について情報を交換すること。
 - (i) 中小企業の競争力の強化
 - (ii) 中小企業の起業の支援
 - (iii) 中小企業の起業家によるネットワークの拡充
- (b) 中小企業に対する支援を行う両締約国の適当な団体の間のネットワークの構築を奨励すること。
- (c) 中小企業の発展に関する専門家の交流を奨励すること。
 - 第四百十二条 科学技術の分野における協力
- 1 両締約国は、科学技術が中長期的にそれぞれの経済の持続的拡大に貢献することを認識して、平等及び相互利益の原則に基づき、科学技術の分野における平和的・目的のための両締約国政府間の協力活動を発展させ、及び促進する。
- 2 この条の規定に基づく協力活動の形態には、次のものを含めることができる。
 - (a) 科学技術に関する政策及び計画についての情報並びにデータの交換
 - (b) 合同セミナー、研究集会及び会合

- (c) 科学者、技術者その他の専門家の訪問及び交流
 - (d) 共同の事業及び計画の実施
 - (e) 産業技術に関連する研究開発についての協力の奨励
 - (f) 教育研究機関間の協力の奨励
- 3 この条の規定に基づく協力活動から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを一般の利用に供することができる。
- 4 両締約国は、それぞれ自国の関係法令及び両締約国が締結している関係国際協定に従って、この条の規定に基づく協力活動から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、その配分に十分に配慮する。両締約国は、必要に応じ、この目的のために協議する。
- 5 この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。
- 6 この条の規定に基づく協力活動に要する費用は、相互に同意するところに従って負担する。
- 7 この条の規定に基づく協力活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第四百三十三条 技術及び職業に関する教育及び訓練の分野における協力

両締約国は、持続的な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識して、民間企業の生産性及び競争力を向上させるため、技術及び職業に関する教育及び訓練の分野において両締約国政府間の協力を発展させる。この協力には、次のものを含めることができる。

(a) 技術及び職業に関する教育及び訓練における最良の慣行に関する情報（労働政策に関するものを含む。）の交換

(b) 技術及び職業に関する教育及び訓練（関連する指導員の訓練及び訓練計画の作成であって、特に技術に関する高等教育及び遠隔地教育の発展に資するものを含む。）の奨励

(c) 学者、教師、指導員及び学生の交流の奨励

第四百四十四条 知的財産の分野における協力

両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させる。この協力には、次の事項に関する情報の交換を含めることができる。

(a) 知的財産の保護の重要性及び知的財産の保護に関する制度の機能についてのそれぞれの国民に対する啓発活動

(b) 知的財産の保護に関する制度及びその運用の改善

(c) 知的財産権の適切な行使に資する政策上の措置

(d) 事務処理の効率化のための知的財産に係る行政手続の自動化

注釈 この条の規定に基づき一方の締約国から他方の締約国に提供される情報には、提供を受けた締約国により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用されないよう、知的財産権の侵害の個別の事例に関する情報を含めない。

第四百四十五条 農業の分野における協力

1 両締約国は、農業の分野における発展が相互の関心事項であり、また、天然資源の合理的かつ持続的な利用にとって経済的及び社会的重要性を有することを認識して、農業の分野において協力する。この協力には、次のものを含めることができる。

(a) 農村開発の経験、農業者に対する資金援助のノウハウ及び農業協同組合の制度に関する情報及びデー

タの交換

- (b) 両締約国政府以外の団体であつて農業に関連するものとの間の対話及び情報交換の奨励
- (c) 農業の分野における科学技術に関する共同研究（新たな技術に関するものを含む。）の奨励
- 2 この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五条の規定に従つて、農業の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (b) この条の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四百六十六条 観光の分野における協力

1 両締約国は、観光が両締約国間の相互理解の増進に寄与すること及び両締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国における観光を促進し、及び発展させることに協力する。この協力に

は、次のものを含めることができる。

(a) 次の事項に関する情報の交換

(i) 市場調査、観光の持続的開発及び観光産業の競争力の強化に関する活動及び政策（最良の慣行を含む。）

(ii) 観光に関する法令及び統計

(b) 観光促進活動に対する適当な支援

(c) 両締約国政府以外の団体であつて観光の促進及び発展に関連するもの間の協力の奨励

(d) 観光産業に従事する者の訓練の奨励

2 この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第六十五條の規定に従つて、観光の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) この条の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四百七条 環境の分野における協力

1 両締約国は、環境上適正かつ持続可能な開発を促進するために環境の保全及び改善が必要であることを認識して、環境の分野において協力する。この条の規定に基づく協力活動には、次のことを含めることができる。

(a) 環境の保全及び改善並びに持続可能な開発の実施に関する政策、法令及び技術について情報を交換すること。

(b) 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（その改正を含む。）に定める低排出型の開発の制度に関する活動を促進するための能力の形成及び制度の構築を研究集会の開催及び専門家の派遣を通じて促進すること、並びに低排出型の開発の制度に係る事業の実施を奨励するための適当な方法を探求すること。

(c) 環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。

(d) 環境の分野における投資機会の特定並びに事業提携の促進及び発展のための情報交換を奨励すること。

2 この条の規定に基づく協力活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第四百四十八条 次章の規定の不適用

この章の規定の適用については、次章に定める紛争解決手続を適用しない。

第四百四十九条 この章の規定に関連する他の協定との関係

1 千九百七十八年十一月一日に東京で署名された観光の分野における協力に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

2 両締約国は、この章のいかなる規定も、千九百八十六年十二月二日に東京で署名された技術協力に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定（その改正を含む。）に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

第十五章 紛争解決

第五百五十条 適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間のすべての紛争の解決について適用する。

第五百五十一条 紛争解決手続の選択

1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2 1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

3 2の規定の適用上、この章の規定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が第五百五十三条1の規定に基づいて仲裁裁判所の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

4 2の規定の適用上、世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が世界貿易

機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（その改正を含む。以下同じ。）第六条の規定に基づいて同条に規定する小委員会の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

第五十二条 協議

1 各締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

第五十三条 仲裁裁判所の設置

1 前条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない

場合

- (b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

- 2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

- (a) 違反があつたとされるこの協定の条項その他関連するこの協定の条項を含む申立ての法的根拠
- (b) 申立ての根拠とされる事実

- 3 仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

- 4 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及

びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

5 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6 いずれか一方の締約国が4の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかった場合又は両締約国が5の規定に基づく第三の仲裁人の任命を行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、4に規定する三十日又は5に規定する四十五日の後の七日以内に、4の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

7 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

8 仲裁裁判所の設置の要請が受領された日から二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、この協定の第一百五十三条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、問題となっている措置とこの協定との適合性について決定を行い及び、そのような措置がこの協定に適合していないとの結論に達した場合には、申立てを受けた締約国に対しそのよ

うな措置をこの協定に適合させるよう勧告する。仲裁裁判所は、勧告を行うに当たっては、当該申立てを受けた締約国が当該勧告を実施し得る特定の方法を提案することはできない。」

9 両締約国は、8の規定による付託事項を速やかに仲裁裁判所に送付する。

10 仲裁人が死亡し、辞任し、又は解任された場合には、その後任者については、4から6までに規定する仲裁人の任命に関する手続を準用し、三十日以内に任命する。この場合において、当該仲裁人が死亡し、辞任し、又は解任された日から当該後任者が任命される日までの期間は、仲裁裁判手続について適用される期間に含めない。

第一百五十四条 仲裁裁判所の裁定

1 仲裁裁判は、非公開とする。

2 仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び4に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

3 この章のいかなる規定も、締約国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。

各締約国は、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報については、秘密のものと

して取り扱う。一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、当該一方の締約国が仲裁裁判所に提出した意見書に含まれている情報について、公開し得る秘密でない要約を提供する。

4 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

5 仲裁裁判所は、裁定案の提示の日の後三十日以内に裁定を下す。

6 付託された問題が腐敗しやすい物品に関するものである場合には、仲裁裁判所は、その設置の日の後九十日以内に裁定を下すためにあらゆる努力を払う。いかなる場合にも、仲裁裁判所は、その設置の日の後百二十日以内に裁定を下すものとする。

7 仲裁裁判所は、裁定その他の決定を過半数による議決で行う。

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第五十五条 仲裁裁判手続の終了

仲裁裁判手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、当該仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第五十六条 裁定の実施

1 申立てを受けた締約国は、第五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を速やかに実施しなければならない。

2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定の実施に要する期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができない場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協

議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が裁定を実施するためにとつた措置が2の規定により決定された期間内に当該裁定に適合しなかったと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができ。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6 3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次の規定に従うことを条件とする。

- (a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
 - (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ又は裁定が実施されたときに解除されること。
 - (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
 - (d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず又は効果的でない場合には、この限りでない。
- 7 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。
- 8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百五十三条4から6までの規定に従って任命する。両締約国が異なる

る期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後三十日以内に裁定を下す。
当該仲裁裁判所の裁定は、両締約国を拘束する。

第百五十七条 期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、両締約国間の相互の同意により変更することができる。

第百五十八条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百五十九条 手続規則

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章に定める仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、この協定の効力発生の日の後一年以内に合同委員会が採択する手続規則の定めるところによる。

第十六章 協定の実施及び運用

第百六十条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに当該締約国

が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2 各締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

3 この条のいかなる規定も、締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすものではない。

第六十一条 公衆による意見提出の手續

各締約国政府は、次のことを行うため、国内法令に従つて、公衆による意見提出の手續を維持するよう努める。ただし、緊急の場合、特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存に対する現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手續によらないことができる。

(a) この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その必要性及び潜在的な影響についての説明を付して、当該規制を事前に公表すること。

(b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考

慮すること。

- (c) (b)に規定する意見を公表すること。適当な場合には、これらの意見を取りまとめ、これに対する政府の見解を付するものとする。

第六十二条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自国の法令に従って、次のことを行う。

- (a) 当該締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

2 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次のものを与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六十三条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する行政上の行為について速やかに審査し及び、正当な理由がある場合には、その是正を求めるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平で、かつ、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手續に従うことを条件として、問題となつてゐる行政上の行為に関し、2(b)の決定が自国の権限のある当局によつて実施されることを確保する。

第六百六十四条 秘密の情報

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、いずれの締約国に対しても、秘密の情報であつて、その開示が国内法令（私生活又は金融機関の個々の顧客の財政状況若しくは勘定に関連する情報を保護するための法律を含む。）の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2 各締約国は、国内法令に従い、この協定に従つて他方の締約国が提供した秘密の情報の秘密性を保持する。

第六百六十五条 合同委員会

1 両締約国政府の代表者で構成する合同委員会をこの協定により設置する。

2 合同委員会は、次のことを任務とする。

- (a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) 両締約国の合意により、第五百二十二条に規定する協議のための場としての役割を果たすこと。
 - (d) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督すること。
 - (e) 次のものを採択すること。
 - (i) 第八条及び第三十七条に規定する附属書の修正
 - (ii) 第十条に規定する統一規則
 - (iii) 第八十四条及び第八十九条に規定するこの協定の規定の解釈
 - (iv) 第五百十九条に規定する手続規則
 - (v) 必要な決定
 - (f) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。
- 3 合同委員会は、次のことを行うことができる。

(a) この協定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会を設置し、合同委員会の任務の遂行を委任すること。

(b) その任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとること。

4 この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

- (a) 物品の貿易に関する小委員会
- (b) 衛生植物検疫措置に関する小委員会
- (c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- (d) 原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会
- (e) 国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会
- (f) 入国及び一時的な滞在に関する小委員会
- (g) 政府調達に関する小委員会
- (h) 貿易及び投資の促進の分野における協力に関する小委員会
- (i) 農業の分野における協力に関する小委員会

(j) 観光の分野における協力に関する小委員会

両締約国の合意により、その他の小委員会を設置することができる。

5 合同委員会は、その規則及び手続を定める。

6 合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国及びメキシコにおいて交互に開催する。

第百六十六条 締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第百六十七条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 第三章、第七章及び第八章のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二十二条の規定によって認められる必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

3 千九百六十九年一月三十日に東京で署名された通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、

この協定の効力発生の日に効力を失う。

第十七章 例外規定

第百六十八条 一般的例外

1 第三章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第八章及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第百六十九条 安全保障

第三章から第八章まで、第十章及び前章の規定の適用上、この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供又は開示を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をと

ることを妨げること。

- (i) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設その他の安全保障にかかわる施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物、原料又はサービスの取引に関する措置
 - (ii) 戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置
 - (iii) 核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する国の政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章（その改正を含む。）に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第七十条 租税

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協

定が優先する。

注釈 「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

3 2の規定にかかわらず、

(a) 第三条の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

(b) 第六条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

4 (a) 第六十一条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、同条の規定を第七十六条の規定に基づく請求の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第七十八条の規定による書面による要請を行った時は、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該措置が収用に当たらないこと

を決定しない場合には、当該投資家は、第七十九条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) メキシコについては、大蔵省をいう。

(ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第七十一条 支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限

1 第三章の規定の適用上、

(a) この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(b) 当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解（その改正を含む。）に規定する条件に従うものとする。

(c) この協定のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施するこ

とを妨げるものではない。

2 第八章の規定の適用上、

- (a) 締約国は、(d)に規定する場合を除くほか、第八章に規定する国境を越えるサービスの貿易に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。
- (b) この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (c) (b)の規定にかかわらず、締約国は、(d)の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する第八章の義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。
- (d) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。
- (e) (d)の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。
 - (i) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

- (ii) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。
- (iii) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (iv) (d)に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (v) 一時的なものであり、(d)に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- (f) 締約国は、(d)の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。
- (g) (d)の規定に基づいて一方の締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第十八章 最終規定

第七十二条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたもので

あつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第七十三条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第七十四条 改正

1 この協定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。

第七十五条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びメキシコ政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第七十六条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第七十七条 正文

1 この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

2 1の規定にかかわらず、

- (a) 附属書一第二節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。
- (b) 附属書一第三節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年九月十七日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために

小泉純一郎

メキシコ合衆国のために

フォックス